

「NPO等の人材確保に向けた対面型マッチング業務」

委託仕様書

1 趣旨・目的

人口減少や少子高齢化社会が進む中、地域における課題も複雑化しており、NPO等や地域団体といった担い手による地域課題への取組が重要となっている。そのような中で、活動の担い手となる無償ボランティア、有償ボランティア、正規職員等の人材確保は喫緊の課題であり、効果的かつ確実な対策が求められる。そのようなNPO等や地域団体が、必要な人材を確保し、継続的な活動を可能とするために、NPO等や地域団体との人材のマッチングを促進する説明会及びインターン等を実施する。

2 業務の概要

市内において、地域課題に取り組むNPO等や地域団体に対して、人材のマッチング及び確保のため、合同の説明会及びインターンの実施などの業務（以下「委託業務」という。）を行う。

2.1 支援対象者

- ・神戸市内において地域課題に取り組む神戸市内に活動拠点を有する団体（以下「団体」という。）

2.2 業務内容

- 最終的に、団体が希望に沿った人材を受け入れられるようにするための準備にかかるインターンシップの受け入れまでの支援を行う。
- ・人材の受け入れを希望する団体の募集及び団体において従事することを希望する個人（以下「個人」という。）の募集を行う。
- ・団体及び個人に対して、本事業の趣旨及び本事業を受託する事業者（以下「事業者」という。）が行おうとする業務の内容を十分に説明する。
- ・団体及び個人が一同に会し、相互に情報や意見の交換を行うことができる場（以下「合同説明会」という。）を設け、運営する。
- ・合同説明会の開催場所、開催箇所、回数等については事業者の提案によるものとするが、参加する団体は20団体以上とし、参加する個人が最低でも100名を受け入れられる体制を整える。
- ・団体が個人を正式に受け入れたのち、相互理解の不十分さからお互いの希望に沿っていなかったなどの mismatch を防ぐことを目的に、団体が一時的に個人を受け入れるインターンシップを契約期間内に実施できるよう支援する。
- ・インターンシップに参加する人材の受け入れる団体を、合同説明会参加団体数の6割以上とする。
- ・上記以外に目的を実行するための取組を必要に応じて実施する。

3 業務実施にあたっての補足事項

- ・団体が受け入れる人材は、無償ボランティア、有償ボランティア、正規職員等、受け入れの形態は問わない。
- ・団体及び個人の本事業への参加費は無料とする。
- ・団体及び個人に対する事前説明についてはオンラインも可とする。
- ・合同説明会について、規模や回数等については、事業者の提案によるものとするが、オンラインでの実施は不可とし、対面での実施とする。
- ・合同説明会の開催日程の設定にあたっては、可能な限り多世代かつ多様な市民が参加できる日時を検討すること。
- ・会場の確保、準備等も業務に含むこととし、費用も委託費の範囲において執行する。
- ・インターンにかかる団体側に発生する実費について、委託費の中を含むことができる。
- ・最終的に団体が受け入れる個人への謝金、報酬等を委託費の中から支出することはできない。
- ・プログラムの内容等については、委託契約締結後速やかに実施計画書を提出し、神戸市と協議の上、実施内容を決定する。
- ・参加団体や個人への広報等については、市・区社会福祉協議会との連携なども考慮しつつ、多世代かつ多様な市民に対し幅広く実施すること。

4 連絡調整

- ・本委託業務は、共同事業体（コンソーシアム）での受託も想定されるほか、必要に応じて市が実施する他の事業との連携も考えられることから、市による日程調整に基づき、情報交換を兼ねた報告会議を、契約期間終了までの間に2回以上開催することとする。
- ・業務を受託する事業者においては、報告会議への参加を必須とする。
- ・その他委託業務の実施において必要な事項については、市および委託事業者間で適宜連絡調整を行うこと。

5 業務報告

- ・契約期間終了後、すみやかに以下の内容を盛り込んだ業務報告書を提出すること（報告書作成費も委託費に含む）。
 - 実施した委託業務の概要、対応団体数及び個人数、委託業務を通じた成果・課題
 - 委託業務実施による効果等
 - 本業務の実施を踏まえた次年度以降に向けた提言
- ・トラブルが生じた場合は対応策を講じるとともに詳細を市に報告すること。

6 委託事業費（契約上限額）

金 2,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 契約期間

- ・契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

8 その他

- ・委託事業者は本業務を通じて取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に取り扱うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により業務の遂行に大きな支障が出る場合は、あらかじめ神戸市と対応を協議すること。
- ・この仕様書に明記されていない業務については、その都度神戸市と十分協議すること。